

審査員規定（一部改正）

第2章 公認審査員の資格

（公認審査員の資格）

- 第5条 公認審査員となるべき者の資格は、連盟審査員規定第7条、第9条に定めるところによるものとし、連盟の正会員及び採点管理者1次資格を有し、次の各号の資格を有する者とする。
- 2 アマチュアA級公認審査員
 - ①SA級の認定を受けた者。
 - ②A級を5年以上継続して保持した者。
 - 3 アマチュアB級公認審査員
 - ①A級を3年以上継続して保持した者で、JBDFアマチュアダンス指導員1級を有する者。
 - ②B級以上を8年以上継続して保持した者で、JBDFアマチュアダンス指導員2級以上を有する者。
 - 4 アマチュアC級公認審査員
B級以上を5年以上継続して保持した者で、JBDFアマチュアダンス指導員1級を有する者。
 - 5 プロA級公認審査員
 - ①SA級の認定を受けた者。
 - ②A級を5年以上継続して保持した者。
 - ③A級を断続しても5年以上保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師2級以上の資格を有する者。
 - 6 プロB級公認審査員
 - ①A級を3年以上継続して保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師2級以上の資格を有する者。
 - ②B級以上を10年以上継続して保持した者。
 - ③B級以上を8年以上継続して保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師2級以上の資格を有する者。
 - ④A級を断続しても3年以上保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師1級の資格を有する者。
 - ⑤B級以上を断続しても8年以上保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師1級の資格を有する者。
 - ⑥B級以上を断続しても10年以上保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師2級以上の資格を有する者。
 - 7 プロC級公認審査員
 - ①B級以上を断続しても5年以上保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師1級の資格を有する者。
 - ②C級以上を断続しても15年以上保持し、JBDFプロフェッショナルダンス教師1級の資格を有する者。
 - ③ブロック及び、都県連盟規定により推薦された者。

(公認審査員資格の効力と凍結)

第 6条 前各号の資格を有したプロで、選手を引退した者は、その時から2年以内に公認審査員の認定申請をしなければ、その資格は喪失する。

但し、アマチュア公認審査員はそのかぎりではない。

2 前号の資格を有し、そのセクションを引退し、他のセクションで現役を続ける場合は、定められた申請によりその資格を凍結する事が出来る。

3 前号で凍結した審査員資格は、現役を引退した時に発生する。

(公認審査員の認定)

第 7条 公認審査員になるべき者は、所定の申込申請書を本法人へ提出し、理事会の承認を得て、第11条2項、3項に定める研修を修了した後、連盟の資格審議委員会の審議、及び理事会の承認を受けなければならない。

2 SA級で有った者は、本法人理事会の承認を得た後、連盟の資格審議委員会の審議及び理事会の承認の申請をすることが出来る。

付則 平成28年12月15日 理事会承認